

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び主たる施設の所在地
 - ア 特定環境保全公共下水道
 - (7) 和田水資源再生センター 広島市佐伯区湯来町大字和田 2 9 3 番
 - イ 農業集落排水処理施設
 - (7) 戸山農業集落排水処理施設 広島市安佐南区沼田町大字阿戸 2 4 5 9 番 1
 - (4) 井原農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字井原 7 1 4 2 番 6
 - (9) 市川農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字小越 1 4 5 9 番
 - (5) 井原高南農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字秋山 9 6 2 番
 - (4) 三田農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字三田 1 0 0 0 3 番
 - (4) 上三田農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字三田 7 6 3 2 番 3
 - (5) 下三田農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字三田 4 4 6 0 番 1
 - (7) 須沢農業集落排水処理施設 広島市安佐北区白木町大字三田 9 4 9 2 番
 - (7) 小河内農業集落排水処理施設 広島市安佐北区安佐町大字小河内 2 7 3 2 番 2
 - (2) 阿戸農業集落排水処理施設 広島市安芸区上瀬野町 1 0 3 6 6 番 7 9
 - (4) 太田部農業集落排水処理施設 広島市佐伯区湯来町大字下 1 1 1 9 9 番 2
 - (5) 鹿ノ道農業集落排水処理施設 広島市佐伯区湯来町大字白砂 2 0 0 1 番 1
 - (5) 桐農業集落排水処理施設 広島市佐伯区湯来町大字白砂 7 7 6 番 1
- (2) 設置目的
市街化区域外における生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。
- (3) 事業内容
特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理場等の維持管理
- (4) 現在の指定管理者
一般財団法人広島市都市整備公社

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補名（予定）
一般財団法人広島市都市整備公社
- (2) 非公募とする理由
対象の施設は市民生活に直結したインフラ施設であることから住民に安定したサービスを提供する必要がある。指定管理者には多数の施設を安定的に維持管理するとともに、良好な処理水質を確保することが求められる。このことから、下水処理施設の運転管理を安定的に行うノウハウ及び人材を有し、災害時には本市と密接に連携を図りながら、応急対策や復旧対応を迅速・的確に行うことができる一般財団法人広島市都市整備公社を非公募により指定管理者とする。
なお、管理に当たっては特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理場等を一元的に管理することにより、維持管理の効率化を図ることができることから、これらの施設をまとめて一つの指定単位とする。
- (3) 指定期間
令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日
- (4) 管理の基準
良好な生活排水処理を維持すること。
- (5) 業務の内容等
 - ア 特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。
 - イ その他市長が定める業務
- (6) 配置人員
5 人を標準とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5 年間分）
1 3 億 4, 9 6 8 万円
 - ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2 年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
 - ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
 - ※ 指定期間中に、施設の再編等が発生し業務内容の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。
- (8) 指定管理料の支払方法
 - ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
 - イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (4) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (9) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (6) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] 事業計画書が、施設の設置目的に沿ったものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合</p>	達成・未達成 該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	策定済・未策定 有・無 策定済・未策定 有・無
<p>【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合 広島市内に本店がなく支店がある場合 広島市内にその他事業所等がある場合 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合</p>	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当